



## ライフパートナー宣誓書受領証

（宣誓者）

（宣誓者）

見本

（ 年 月 日生） （ 年 月 日生）

住所-----

住所-----

宣誓日 年 月 日 交付番号-----

神戸市ライフパートナー制度実施要綱の規定に基づき、ライフパートナー宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

神戸市長

署名印字

様式第2号（第6条関係）

（裏面）

○戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）

（宣誓者）

（宣誓者）

## 見本

○再交付年月日等

### 《注意事項》

○次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。

- (1) ライフパートナーの関係を解消したとき
- (2) 一方が死亡したとき
- (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- (4) 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき

○この受領証を紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望するときは、「ライフパートナー宣誓書受領証等再交付申請書（様式第7号）」を提出してください。

### 《受領証等の提示を受けられた方へ》

神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。

本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

#### 1. ライフパートナーとは

互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係をいいます。

#### 2. 宣誓書を受領した際に確認した事項

この受領証は、神戸市長に対して、下記の事項に該当することを確認したうえでライフパートナー宣誓書を提出した二人の者に交付しています。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89条）第4条に定める成年に達していること
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- (3) 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーを形成していないこと
- (4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと（宣誓者同士の養子縁組の場合は除く）